

令和4年第8回総会

山武市農業委員会会議録

令和4年8月5日 開会

令和4年8月5日 閉会

令和4年第8回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年8月5日（金）午後3時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 井 野 敬 一
議 事 議案
（1）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
（2）農業振興地域整備計画（令和4年度第1回目）の変更に伴う意見について
（3）令和4年度第5次農用地利用集積計画（案）の決定について
（4）農用地利用配分計画（案）に関する意見について
（5）農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（17名）

欠席委員（0名）

出席農地利用最適化推進委員（17名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

出席事務局職員（4名）

◎日 程

- 日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名人の指名について
日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
日程第5 議案第2号 農業振興地域整備計画（令和4年度第1回目）の変更に伴う意見について
日程第6 議案第3号 令和4年度第5次農用地利用集積計画（案）の決定について
日程第7 議案第4号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について
日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和4年8月5日 山武市農業委員会 会長 井野 敬 一

◎開 会

議長

これから令和4年第8回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

日程第1、会期の決定並びに日程第2、議事録署名人の指名について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りいたします。

（異議なし）

議長

異議なしとの声がありました。御異議ないものと認めます。会期は本日1日とし、議事録署名人は、議席番号12番今関委員と議席番号13番鈴木委員を指名いたします。

◎報告

（事務局説明）

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

申請番号1について、事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

地区担当推進委員の今関委員に説明を求めます。

今関推進委員

申請地区担当推進委員の今関です。

先日、現地確認に行っていました。申請人は、110名の従業員を抱えている会社になります。今まで従業員駐車場として利用していた土地に別に工場を建てることになり、代替地として空き家になっていた宅地を取得したのですが、そこだけでは現在の従業員数に対して若干不足しており、その隣地に孤立していた今回の申請地を、一緒に駐車場に転用したいという内容です。

申請地は進入路もなく、以前は木が生えていた場所です。農地も周辺にはありません。転用による影響等の面から見ても、地元として何ら問題ないと思われます。説明は以上になります。よろしくお願ひします。

議長

続きまして、現地調査員の中山委員の報告をお願いいたします。

中山委員

議席番号11番中山です。

ただいま今関推進委員から説明がありましたとおり、現地調査員ということで3日に見てきました。この土地は、一遍は住宅地、もう一遍は駐車場で農地として使い道のないような場所で、駐車場として利用したほうがいいと思います。

本件は第2種農地への駐車場建設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ありません。したがって許可相当と思われます。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決いたします。
議案第1号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可相当として意見を付すことに決定いたします。
申請番号2及び申請番号3については、一団の土地を形成しており、また、用途が同じものでございます。一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。申請番号2及び申請番号3については一括審議といたします。
申請番号2及び申請番号3について、事務局の概要説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の小川委員に説明を求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。
議案第2号、番号2及び3の説明をさせていただきます。
本件は第1種農地への貸資材置場としての申請であります。今回の申請地に土地改良区の受益地も含まれていますが、申請地の北側等には農地の広がりが見えるため、第1種農地であると思われます。こういった場所への貸資材置場への転用は基本的に難しいかと思われます。
また、申請人は会社経営をしているわけではなく、あくまで従業員であり、使うのは実の父親が経営する会社に対して

となる為、不許可の例外規定のいずれも適用しづらいと考えられます。

以上です。

議長

地区担当推進委員の説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の高宮委員の報告をお願いいたします。

高宮委員

議席番号10番、高宮です。

先日8月3日、現地確認してまいりました。小川推進委員の説明のとおりでございます。

本件は第1種農地への貸資材置場であり、原則として不許可になる案件です。また、許可の例外規定のいずれにも該当しないため、不許可相当と思われれます。

議長

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。採決いたします。

議案第1号、申請番号2及び申請番号3については、許可不相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については許可不相当として意見を付すことに決定いたします。

申請番号4について、事務局の概要説明を求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

地区担当推進委員の戸村委員の説明を求めます。

戸村推進委員

地区担当推進委員の戸村といたします。

8月3日、現地調査を行いました。現地を見た中で、何ら問題はなく、畑のほうから宅地に変更するのも全く差し支えありませんし、生活排水も、集落排水へ接続できるということで、近隣にも迷惑はかからないという現状でございましたので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 地区担当推進委員の説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の高宮委員の報告を求めます。

高宮委員 議席番号10番、高宮です。
8月3日、現地調査に行っておりました。戸村推進委員の説明のとおりです。本件は、第2種農地への住宅の建築であり、代替地への検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われれます。したがって、許可相当と思われれます。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決いたします。
議案第1号、申請番号4について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可相当として意見を付すことに決定いたします。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農業振興地域整備計画（令和4年度第1回目）の変更に伴う意見についてを議題といたします。
最初に、重要変更の案件番号1について、事務局からの申請概要の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
次に、隣接地区推進委員の齋藤委員の説明を求めます。

齋藤推進委員 隣接地区推進委員の齋藤です。
8月3日に現地調査を行ってまいりました。今回の申請は、農振地域からの除外になります。
申請者は、譲渡人の次男であり結婚に伴い、家族が増え、現在の住居では手狭になるということで、近場に新しく家を建てるということで、今回の申請地になりました。農業や家業も関わってくる為、子供たちも関わっているということで、申請地の場所は、近くに住宅等もあり、専用住宅の建築とのことで、地元としては問題ないかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 隣接地区推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の中山委員の報告を求めます。

中山委員 議席番号11番中山です。
ただいま、齋藤推進委員からも問題ないとお話がありました。
除外後、第1種農地になると思われませんが、住宅の建築であることから集落接続規定の適用が可能であるため許可の見込みはあると思われます。

議長 事務局の概要説明、隣接地区推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決いたします。
議案第2号は、重要変更分の案件番号1について、許可見込みありとして、意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については許可見込みありとして意見を付すことに決定いたします。

次に、軽微変更分の案件番号1について、事務局からの概要説明を求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

次に、地区担当推進委員の今関委員の説明をお願いいたします。

今関推進委員

申請地区担当推進委員、今関です。

議案第2号、軽微変更の案件を御説明いたします。先日、現地確認に行つてまいりました。農業用倉庫の建築です。現在、この隣に、乾燥機等々が入っている倉庫が建てられていまして、そこがいっぱいになった為、今回、トラクター、田植機の倉庫として建築する予定でございます。

申請地は、今現在、もみ殻の掃き出しや、育苗箱の洗浄等に使用して耕作されていません。隣には自己所有のハウスがあつて、倉庫との間に建築する為、他の耕作者が利用する農地には影響ありません。地元としては何ら問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の中山委員の報告を求めます。

中山委員

議席番号11番中山です。

ただいま今関推進委員から説明がありましたとおりで、3日に見てきました。現地は、ほぼ育苗ハウスと倉庫の間に建築する予定だそうです。

農業振興地域整備計画変更後、農地法第5条第2項ただし書きに該当するため、転用の許可の見込があると思ひれます。

議長

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査

員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決いたします。
議案第2号、軽微変更分の案件番号1について、許可見込みありとすることに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可見込みありとして意見を付すことに決定いたします。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、令和4年度第5次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いいたします。

(事務局説明)

議長 事務局の議案説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に移りますが、農業委員会等に関する法律第31条において、農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することはできないと規定されております。

利用権設定等個人別明細番号15は、議席番号13番、鈴木委員に関連する案件であることから、採決方法についてお諮りいたします。

番号1から番号14までを一括審議とし、その後、番号15を採決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。この議案は番号1から番号14

までを一括し、その後、番号15を採決することといたします。

まず、番号1から番号14を一括して採決いたします。

議案第3号、利用権設定等個人明細番号1から14までについて、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第3号、利用権設定等個人別明細番号1から番号14までについては、原案のとおり承認することに決定いたします。

番号15は鈴木委員に関連する案件なので、同委員の退室を求めます。

(鈴木委員退室)

議長

再開いたします。

議案第3号、利用権設定等個人別明細番号15を採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することと決定いたします。

採決が終わりましたので、鈴木委員の入室を許します。

(鈴木委員入室)

◎議案第4号

議長

日程第7、議案第4号、農用地利用配分計画（案）に関する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の説明を求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。採決いたします。議案第4号、農用地利用配分計画(案)について、原案のとおり決定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり決定すべきものとして意見を付すことに決定いたします。

◎議案第5号

議長

日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。
事務局から議案の説明を求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の議案の説明が終わりました。
番号ごとに推進委員からの説明を求めます。まず、番号1から番号4について、番号1から番号3の地区担当推進委員であり、番号4の隣接地区推進委員である齋藤委員に説明を求めます。

齋藤推進委員

担当推進委員の齋藤です。議案第5号の1番について説明いたします。

今回は更新であります。イチゴの専業農家であり、本人、奥さんとで、観光、イチゴの直売を行っております。年内収量の向上を目指し、環境整備を行い、集客力の向上を図りたいということです。

2番について説明いたします。更新になります。イチゴと水稻の複合経営を奥さんと2人で行っております。忙しいときは子供たちも手伝い、自家苗の安定生産及び適期定植を目指し作業効率を上げていきたいということでもあります。

3番について、更新であります。イチゴと水稻の複合経営で、本人、奥さんとで仕事を行っています。消費者ニーズに合わせた優良品種の栽培を行っていききたいとのことです。

4番について御説明いたします。更新であります。イチゴの専業農家であり、規模拡大を行い、観光農園としての整備を進めていききたいとのことです。

以上です。

議長

次に、番号5から番号8について、地区担当推進委員の戸村委員の説明をお願いいたします。

戸村推進委員

地区担当推進委員の戸村といいます。

番号5から番号8について更新です。それぞれ4名の方がイチゴ観光農園直売を行っております。これからもイチゴ経営を向上し、一生懸命やってくれる方々でありますので、認定のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単ですけれども、以上です。

議長

次に、番号9及び番号10について、地区担当推進委員の今関委員の説明をお願いいたします。

今関推進委員

地区担当推進委員の今関です。

9番から御説明申し上げます。露地野菜で、ネギを本人、両親、3人で栽培をし、苗の品質向上を図り、半自動調整機を導入することで、安定した経営を目指します。

10番です。更新です。ネギです。栽培方法を確立し、品質・収量の安定とコスト削減に努めます。育苗ハウスを導入し、苗の品質向上、作業の省力化を図り、また、従業員、パートタイマーを増やし、労働力と労働時間を細分化し、より定期的な休日を増やす。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議長

事務局及び地区担当推進委員からの説明が終わりました。質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。採決に移りますが、農業委員会等に関する法律第31条において、農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができないと規定されております。

番号6は、議席番号5番、廣口委員に関連する案件であることから、採決方法についてお諮りいたします。

番号1から番号5まで及び番号7から番号10までを一括として、その後、番号6を採決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。この議案は番号1から番号5まで及び番号7から番号10までを一括として、その後、番号6を採決することといたします。

まず、番号1から番号5及び番号7から番号10までを一括して採決いたします。

議案第5号、番号1から番号5まで及び番号7から番号10までについて、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第5号、番号1から番号5まで及び番号7から番号10までは、原案のとおり承認することに決定いたします。

番号6については、廣口委員に関連する案件です。同委員の退室をお願いいたします。

(廣口委員退室)

議長

再開いたします。

議案第5号、番号6を採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定いたします。

採決が終わりましたので、廣口委員の入室を許します。

(廣口委員入室)

◎その他

議長

以上で、本日予定した議案等の審議は全て終了いたしました。

その他の件について、皆様から御意見等ございますか。

◎閉 会

議長

なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は、9月5日月曜日、大会議室を予定しております。御参集のほどよろしく願いいたします。

